

第36回南阿蘇村農業委員会総会議事録

- 開催日時 平成29年6月12日（月）午前10時～
- 開催場所 南阿蘇村役場 （2階会議室）
- 出席委員 25名
欠席委員 4名 渡邊勇雄・工藤節義・古庄正治・宮崎ヒサ子委員
- 議事日程
報告第1号 農地中間管理機構に係る農用地利用配分計画について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画及び承認について
議案第4号 土地改良法第3条の規定による資格証明願いについて
- 事務局職員
事務局長 江藤 誠喜
係長 後藤 行志

6. 会議の概要

| 発言者 | 内容 |
|----------|---|
| 事務局長 | 挨拶 |
| 会長 議長 | 挨拶 只今から平成29年度第36回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に16番藤原 元治委員、17番今村 弘文委員を指名します。 それでは報告第1号、農地中間管理事業に係る農用地配分計画について、事務局に議案の朗読をお願いします。 |
| 事務局 | 別添議案書を基に朗読 |
| 議長 | 以上で報告が終わりましたので、続きまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。 |
| 事務局 | 別添議案書を基に朗読 (農地法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明) 今回の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、7件審議方宜しくをお願いします。 |
| 議長 | 朗読が終わりました。地元委員の説明をお願いします。 |

| | |
|-----|--|
| 7番 | 1番について、7番が説明いたします。譲渡人の家と譲受人の家の間にある田を、まっすぐにする為に所有権移転交換となりました。 |
| 16番 | 2・3番について、16番が説明いたします。2・3番共に借人は同一で、貸人との間で賃借権設定それぞれ10年間です。 |
| 14番 | 4番について、14番が説明いたします。譲渡人と譲受人は、親戚であり今まで譲受人が耕作しておりましたがこの度、売買が成立しました。申請地は、■■■■から■■■■■■■■の圃場整備地がありまして■■■■の■■■■の■■■■のところですか。 |
| 21番 | 5番について、21番が説明いたします。譲渡人と譲受人の話合いで売買が成立しました。 |
| 22番 | 6番について、22番が説明いたします。譲渡人と譲受人は義姉妹で所有権移転贈与となりました。 |
| 10番 | 7番について、10番が説明いたします。譲渡人が■■■■の為、耕作が困難となりましたので譲受人の間で所有権移転売買が成しました。 |
| 議長 | 地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。 (異議なし) |
| 議長 | 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について異議のない方の挙手を求めます。 (全員挙手) |
| 議長 | 議案第1号は、原案どおり可決いたします。 |
| 事務局 | 続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。 別添議案書を基に朗読 今回案件の農地区分は、書類審査、並びに現地確認を行った結果、全て第二種農地で処理基準は第二の1の(1)の力の適用です。以上3件、審議方よろしくお願ひします。 |
| 議長 | 事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明をお願いします。 |
| 10番 | 1番について、10番が説明いたします。譲渡人の田に譲受人が住宅建設です。譲受人は、28年の熊本地震で家が倒壊した為、住宅建設の申請となりました。申請地は、■■■■■■■■の下住宅街の一画です。所有権移転有償。 |
| 17番 | 2・3番について、17番が説明いたします。譲渡人の田に■■■■の譲受人が以前 |

から何度も申請があがっておりますが、今回も駐車場と資材置き場不足ということでの申請です。審議をお願いします。所有権移転有償。

議長 地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。

(異議なし)

議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について意義がない方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第2号は原案どおり可決します。

続きまして議案第3号、農業経営基盤強化促進法の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 別添議案書を基に朗読

今回の案件は、耕作面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、8件審議方よろしくをお願いします。

議長 朗読が終わりましたので、地元委員の説明をお願いします。

27番 1番について、27番が説明いたします。貸人と借人は親戚であり貸人が高齢で耕作が出来ませんので、借人が使用貸借権設定5年間です。

21番 2番について、21番が説明いたします。貸人の田を今まで耕作されていた方が高齢で困難となりましたので、親戚の借人が賃借権設定10年間です。

24番 3・4番について、24番が説明いたします。3・4番共に、貸人は5月の3条申請で農地取得された人です。この農地を以前から耕作されておりました借人が3番については、賃借権設定10年間です。4番につきましては、使用貸借権設定10年間です。

事務局 5・6・7・8番について、事務局から説明いたします。

5番について、農地中間管理事業を使った契約をしたいとのことで貸人から申し出がありました。今後、農業公社から耕作者へいく案件となっておりますので説明申し上げます。農地中間管理事業賃借権設定10年間です。

6番につきましても、同じく農地中間管理事業賃借権設定10年間です。

7番について、農地中間管理事業の特例となっております売買事業となっております。農業公社から譲受人へ売買する案件です。

所有権移転(売買)農地中間管理事業(特例事業)

8番について、この案件も特例事業でありますけども所有者から農業公社に、いったん売買いたしまして農業公社が新たな方に売渡すという特例事業です。

| | |
|------|---|
| 委員 | 特例事業というのは。 |
| 事務局 | 特例事業に関しましては、農業公社を使いますと税金の免税800万円控除が受けられます。 |
| 委員 | ローンする場合は。 |
| 事務局 | 5年とかありますが、認定農業者であることなどの条件があります。 |
| 委員 | たとえば何%ですか。 |
| 事務局 | 土地代の2%が賃料として納付することになります。これを使いますと農地は、正規の価格で周りの近隣と変わらない価格の条件となっています。以外と高額になることもあります。 |
| 議長 | それでは地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。 |
| | (異議なし) |
| 議長 | 議案第3号、農業経営基盤強化促進法の規定による許可申請について異義がない方の挙手を求めます。 |
| | (全員挙手) |
| 議長 | 議案第3号は原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第4号土地改良法第3条の規定による資格証明願いについて審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。 |
| 事務局 | 別添議案書を基に朗読 今回、土地の地震災害と大雨の災害により乙ヶ瀬地区の方で土地改良法による事業が行われる予定となっております。その中で土地改良法の3条資格者証明願いというのが農地整備の方から提出されております。1番から38番まで登記名義人、そのとなりに3条資格者となっております。登記名義人が亡くなられているとか相続が出来ていないというところで右側の方に①から⑩まで相続権者の名前が出ております。土地改良法3条資格者といいますのは、耕作者もしくは所有者の同意がなければいけないということなので、同意を求めるということで、農業委員会で図ることが基本となっておりますので審議方よろしくをお願いします。農地整備の福本さんから説明がありますので、よろしくをお願いします。 |
| 農地整備 | 昨年の熊本地震・6月の豪雨で乙ヶ瀬の農地の崩落が起きまして地元と今後の事で協議を重ねた結果、県営での圃場整備事業を行うことで昨年着々と事業を進めて来ました。施工範囲としましては、区画整理と山手のため池そういった内容で国の方に申請しているところであります。その国に申請をする中で先程、事務局が申し上げましたとおり土地改良法の3条資格者の方の証明が農業委員会で必要となりましたので本日、お忙しいところ申し訳ありませんがご審議のほどよろしくお |

願います。

議長 何か質問がありますか。

委員 3条資格者とは。

事務局 土地改良法3条資格者とは、農地の所有者もしくは耕作者が土地改良法方3条資格者となります。そこで動く事業となります。農地法3条とは、違います。

議長 それでは、事務局の説明が終わりましたので、審議をお願いします。

(異議なし)

議長 議案第4号土地改良法第3条の規定による資格証明願いについて、意義のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 議案第4号は、原案どおり可決いたします。
他に何かありませんか。何もなければ終わります。
それでは、以上をもって第36回農業委員会総会を閉会いたします。

議事録署名者

16番 藤原元治

17番 今村弘文